

医療保険カードの導入実験（八代市）について

平成17年8月5日
社会保険庁医療保険課

1. 実験の概要

(1) 実験の目的

医療保険カード導入による効果、被保険者や保険医療機関と保険者との連携のあり方、事務処理体制等に関する調査研究を行うもの。

(2) 実施時期

平成7年度～平成16年度

(3) 参加保険者

政府管掌健康保険（社会保険庁）、国民健康保険（八代市）、健康保険組合（3組合：平成8年度より）

(4) カード交付対象者

八代市に在住し、又は所在する事業所に勤務する被保険者及びその被扶養者

計 85,573人（平成16年3月31日現在のカード交付枚数）

被保険者 64,750人

被扶養者 20,823人

(5) 参加保険医療機関

155保険医療機関（八代市に所在する保険医療機関の96.9%）

(6) 使用カード

接触型ICカード（クレジットカード大、記憶容量8K byte）

(7) カードの収録情報

- ① 基本情報：被保険者記号・番号、氏名、生年月日等
- ② 健診情報：健診の日時、医療機関、内容
- ③ 救急情報：血液型、副作用歴、アレルギー情報等
- ④ 健康づくり情報：保健師指導情報、健康・体力の数値等
- ⑤ アクセス情報：収録者情報、活ユーザー情報

2. 実験の結果

(1) 被保険者における活用・効果

- 「1人1枚であること」、「小さいこと」への評価が高い。
- 収録可能情報についての認知度は高まっていたが、収録率、収録情報の活用（健康アドバイス機器の利用等）は低調であった。

(2) 医療機関における活用・効果

- カルテの機械印字（頭書き）に利用する医療機関は7割以上。
- 資格確認のためにカードリーダーにカードを挿入することを、「ほぼ毎回通している」又は「なるべく通すようにしている」とする医療機関が8割以上。

→ 医療事務についてカード化の効果を評価する医療機関が多く、また、3割弱の医療機関において「レセプトの返戻が減少した」としている。

- カードに収録された健診情報は診療時にはあまり活用されていない。

(3) 保険者における効果

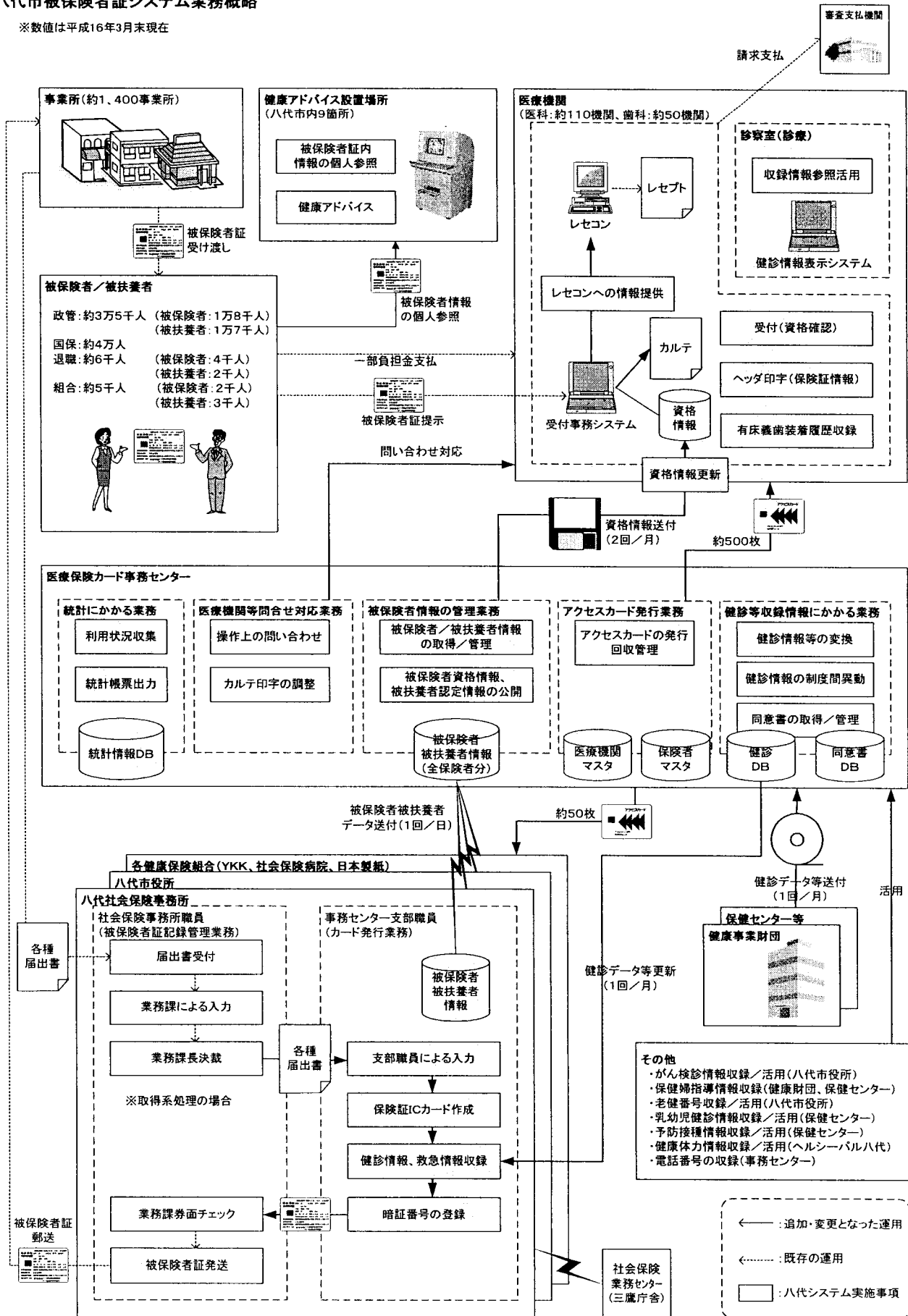
- レセプトの返戻の減少については効果が認められた。

(参考) 政管健保における現在の被保険者証等の状況

- 平成15年度より、被保険者証・被扶養者証の1人1枚のカード化（プラスチックカード）を実施。
- 発行枚数 3,583万枚（平成17年4月現在）

八代市被保険者証システム業務概略

※数値は平成16年3月末現在



平成16年5月27日

八代市における「医療保険カード導入実験」に係る調査結果について ～要 旨～

本資料は、熊本県医師会及び熊本県歯科医師会を中心に平成7年度から平成13年度までとりまとめていただいた調査研究報告書等を基に、社会保険庁として、熊本県八代市で行ってきた医療保険カード導入実験に係る実施状況、実験の成果、及び被保険者証のカード化における課題等を総括的に取りまとめた報告書の要旨である。

【報告書】(別冊 全100頁)

八代市における「医療保険カード導入実験」に係る調査結果について
～「被保険者証のカード化」にあたって～

【報告書の要旨】

第1部 「医療保険カード」の導入実験に係る調査結果

第1章 実験の概要

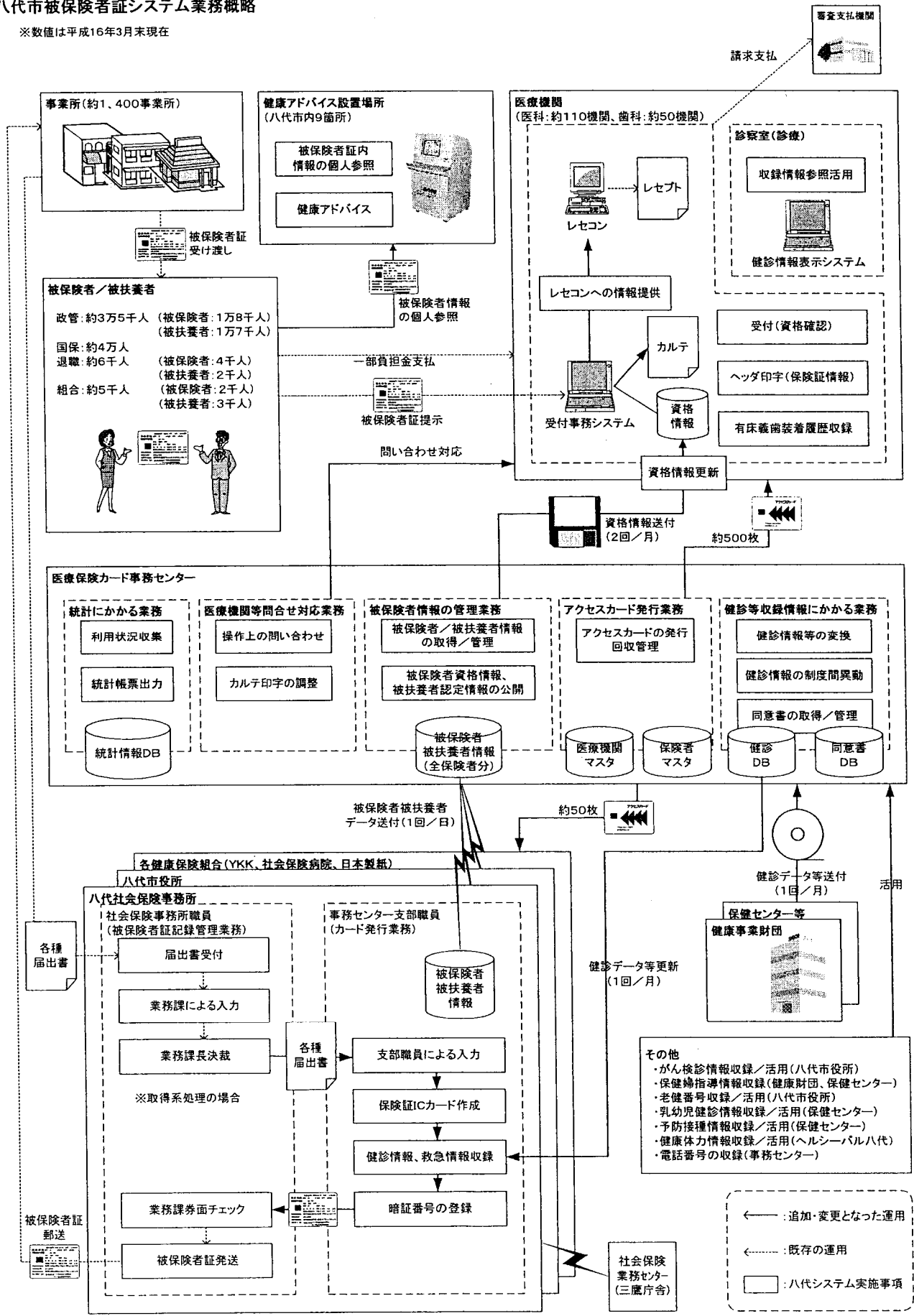
社会保険庁では、熊本県八代市において、現行の紙の被保険者証をカード化し、被保険者及び被扶養者一人一人に交付することとあわせ、カードに健診情報等を収録した「医療保険カード」の導入実験を平成7年度より3年計画で実施(第1次実験)したのち、平成10年10月からは、カード収録情報の拡充を図りながら、医療保険カードの導入実験を引き続き実施(第2次実験)してきたところである。

◇ 平成16年3月31日現在の実施状況 ◇

- ・実験に参加している保険者数 : 5保険者
- ・医療保険カード交付枚数 : 85, 573枚
- ・実験に参加している保険医療機関数 : 155機関

八代市被保険者証システム業務概略

※数値は平成16年3月末現在



第2章 医療保険カードの利用・活用についての意識調査

第3章 医療保険カードの効果の検証

被保険者等における医療保険カードに対する満足度及び医療機関における医療保険カードシステムの利用（医療保険カードの収録情報を活用したカルテの機械印字（頭書き）や機械的な資格確認）は年々上昇の傾向となっている。

◇被保険者等

被保険者等からは、カード様式の被保険者証が一人一人に交付され、利便性が向上した点が高く評価されており、医療保険カードの携行率も着実に上昇していることから、被保険者証のカード化（一人一枚化）による効果が得られたと考えるところである。

なお、医療保険カードへの健診情報等の収録や健康アドバイス機器による利用については低い結果となっている。

◇医療機関

医療機関においては、医療保険カードの収録情報を活用したカルテの機械印字（頭書き）による誤記防止及び転記事務の軽減、ならびに機械的な資格確認によるレセプト返戻件数の減少等、被保険者証のカード化による事務負担の軽減に一定の効果をあげられたものとする。

しかしながら、診療時における医療保険カードの収録情報（健診情報等）の活用については、カードへの情報の収録率及び更新率ともに低いことから、医療機関における利用度も低く、十分な効果が得られたとは言い難いところである。

◇保険者

保険者においては、レセプトの返戻件数の減少等について、一定の効果が認められているところであるが、被保険者証のカード化及び機械的な資格確認による事務の効率化を要因毎に定量的に認識できるまでには至らなかった。

第2部 「被保険者証のカード化」にあたって

第4章 被保険者証カードシステムの在り方

◇被保険者証カードシステムの考察手順

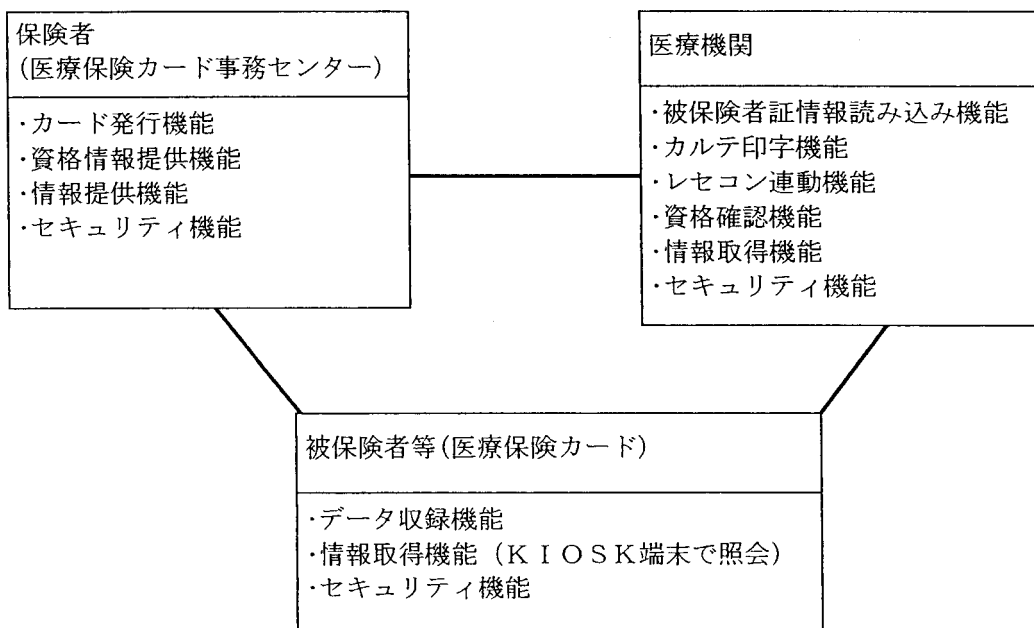
全国展開におけるカード化した被保険者証（以下、「被保険者証カード」という。）を活用した仕組み（以下、「被保険者証カードシステム」という。）について、実験により得られた効果等を有効に適用し、被保険者証カードシステムに求められる機能及びこれを実現するための課題を検討するとともに決定するものである。

なお、カード媒体（ICカード、磁気カード、プラスチックカード等）については、求める機能を実現可能とするカードが必然的に選定されることとなる。

◇実験において実現した機能

実験においては、下記の機能をシステム化しているところである。

実験における各機能



◇実験におけるカードの収録情報と全国展開への対応

実験においては、健診情報等を医療保険カードに収録（蓄積）し、医療機関における診察等に活用することが期待されたところである。

しかし、医療機関等の電算化や通信ネットワークの普及が進んだ今日においては、ネットワークを介して資格情報や健診情報等を共有し、被保険者証カードにはネットワークへのアクセスコードのみを収録することが考えられる。

◇全国展開に向けて要求される機能

○医事会計システムとの一体化

実験における医療保険カードシステムは、既に設置されている保険者のシステム及び医療機関のシステムとは別に構築したところであるが、被保険者証カードシステムの円滑な導入に配慮すれば、医事会計システムとの一体化を視野に入れた検討が必要と考えられる。

○資格確認システム

実験における資格確認システムは、資格情報（利用禁止情報）をFDで送付するオフライン方式で行っていたところであるが、全国展開にあたってはネットワークを利用したシステムを構築することが妥当と考えられることから、適正かつ効果的な実施を推進するために多岐にわたる検討が必要と考えられる。

○ネットワークの活用

被保険者証カードシステムにネットワークを活用する場合、健診情報をデータベースとして作成し、被保険者等が被保険者証カードをアクセスカードとして、自宅パソコン等から自分の健診情報を確認すること等も考えられる。

◇被保険者証カードシステムの運用

被保険者証カードの利用により、被保険者等へのサービスの向上や医療機関における事務の効率化に寄与することが可能となるが、保険者においては、一人一枚化が前提となることから、事務処理や財政面の負担増となり得るものであり、実施にあたっては、負担抑制策の検討が必要と考えられる。

◇被保険者証カードの選定

実験ではカードの種類として「ICカード（接触型）」を選択したところであるが、全国展開にあたっては、その実施時期における被保険者等のニーズ、政府管掌健康保険における財政状況及び情報化に係る状況等、様々な要素を慎重に判断した上で、医療保険分野においてカードを活用してどういったことを実現するかを決定し、被保険者証とするカードの種類を選定することとしていたところである。

なお、平成15年度において、政府管掌健康保険証のプラスチックカードによる一人一枚化が実施されたところであるが、これは、現在の政府管掌健康保険の厳しい財政状況等により、被保険者証のICカード化が見送られたことによるものである。

しかし、今後においても、政府管掌健康保険証のICカード化については、情報化技術の進展等を踏まえ、検討することとしているところである。

◇その他、留意すべき事項

○カード作成に関する技術等

国民等の利便性の向上や行政コストの削減を図るため、行政機関が発行するＩＣカードについては一枚化を図っていくという政府全体の指針に対しても考慮する必要がある。

○プライバシーの保護

実験におけるプライバシーの保護については、最善のセキュリティ対策を施したうえで、関係者の理解に基づいて、適切に実施してきたところである。

全国展開にあたっては、プライバシーの保護に最大限の注意を払い、また、プライバシーの保護に対する考え方を十分に周知することにより、被保険者等のプライバシーに係る不安感を排除することが重要と考えられる。

第５章 効果的な被保険者証カードシステムの導入

◇被保険者証カードシステムの標準化

被保険者証のカード化（高機能化）及びそれに併せた情報化を推進するとともに、保険者にとってより高い導入効果を得るためには、当該システムへの出来るだけ多くの医療機関の参加が望まれる。

については、保険者毎に被保険者証カードシステムの仕様が異なると、医療機関における負担が大きくなることから、医療機関が容易に参加できるように被保険者証カードシステムの仕様を標準化する必要があると考えられる。

◇医療機関窓口への被保険者証カードの提出

被保険者証カードを入力媒体として利用する場合、被保険者証カードシステムの利用促進を図り導入効果を高めるためには、被保険者等が受診する際に、常に被保険者証カードが提出される環境を構築していく必要がある。

第6章 まとめ（被保険者証カードシステムの導入への展望）

被保険者証カードシステムが、被保険者、保険者及び医療機関等の医療保険に携わるものにとって、有益なものとするのが可能であることは、八代市におけるこれまでの実験からも明らかであるところである。

社会保険庁においては、被保険者証カードシステムの実現に際して、情報化技術や社会情勢の動向等を踏まえた検討を進めるとともに、被保険者や医療機関等にとって、より有意義なものとするため、八代市で実施してきた「医療保険カード導入実験」より得られた結果を十分に反映させる必要があるものと考えている。